

児童相談所業務外部評価委員会・評価報告書のあらまし

【「検証報告書」の提言を踏まえた取組状況】

(1) 予算措置状況

- 児童相談所・保健所の体制強化
- 児童相談ＩＴシステムの導入
- 関係職員（児童相談所・市町村等）の専門性向上研修の実施
- 虐待防止アドバイザー派遣等の市町村支援

◆ 再発防止に向けた京都府の強い姿勢と積極的な対応を評価

(2) 児童相談所の取組状況

① 子どもの安全を確保するための迅速な対応

- 通報案件全件について初期対応を適切・丁寧に実施
- 48時間ルールによる児童の安全確認は、ほぼ全件で実施（⑯上半期94.8%）
→ 48時間を超えたものは、不在等相当の理由があったもの
- 被虐待児童にきょうだいがいる場合、きょうだいも含めて安全確認等を実施

② 地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り

- 市町村単位の児童虐待案件会議は開催状況にバラツキ
→ 定期的開催の働きかけにより下半期から開催回数増
- 速やかな子どもの安全確保のため、警察との定期的に情報交換
- 要保護児童対策地域協議会の設置促進（⑮5市町→⑯17市町村→⑰全市町村（淀））

③ その他（組織体制の強化に向けた取組状況等）

- 児童相談所（京都・福知山）の虐待対応チームの専任化による対応強化
- 全保健所に虐待対応専任職員を1名ずつ配置
(児童虐待案件会議の主宰、子どもの安全確認、市町村との連携促進)

- ◆ 児童の安全確保・見守り活動の積極的取組を評価
- ◆ 一方、業務の充実に向け、以下の取組の強化が必要
- ① 市町村・学校・民生児童委員等の地域ネットワークを拡充すること
 - ② 学校等関係機関からの通報が速やかに行われるよう意識の向上を図ること
 - ③ 市町村における虐待対応に差が生じないよう、助言等を積極的に行うこと

児童相談所業務外部評価委員会・評価報告書の概要 (平成20年3月)

1 はじめに

(1) 外部評価委員会設置の経過・目的

- 平成18年10月22日の長岡京市児童虐待死事件の徹底的な検証と今後の対応策を検討するため設置された「京都府児童虐待検証委員会」による「検証報告書」の提言を踏まえ、平成19年9月に「京都府児童相談所業務外部評価委員会」が設置された
- 児童相談所における児童虐待関連の業務管理・組織運営等について、改善すべき事項等について助言を行うことにより、児童相談所業務の一層の充実に資することを目的

(2) 評価の実施方法等

各児童相談所に出向き、各職員からのヒアリング、ケース記録等書面の確認により、「児童相談所の活動がより一層充実し、また職員がやりがいを持って活動できるよう助言」するという立場から、評価を実施

2 評価結果

(1) 「検証報告書」の提言を踏まえた府の予算措置状況

「検証報告書」の提言を踏まえ、児童虐待の早期発見・早期対応等を図るために、京都府が講じた予算措置（児童相談所及び保健所の体制強化を図るために12名の増員、情報の共有化や援助等の確実な進行管理を行うため児童相談ITシステムの導入等など1億2,330万円）について、長岡京市児童虐待死事件のような事案の再発防止に向けた京都府の強い姿勢がうかがえ、積極的な対応を評価

(2) 児童相談所の取組状況と評価

① 子どもの安全を確保するための迅速な対応

[取組状況]

- 通報案件全件について、通報受付後の初期対応（所内における速やかな情報共有、緊急ミーティングの実施等）を適切・丁寧に実施できていた
- 48時間ルールによる安全確認は、今年度上半期の通報268件のうち、ほぼ全件（94.8%）で実施
48時間を超えたものは、全てが虐待の恐れがないもの、または、外傷が残るほどでない軽度の虐待ケースであった
- 通報を受けた際、虐待を受けている子どもにきょうだいがいる場合、き

ょうだいも含めて安全確認や見守り活動を実施

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 今後も、通報受付後の初期対応の徹底、迅速化を図るとともに、児童相談ＩＴシステムを活用し、一層情報の共有化を推進すること
- 48時間以内に安全確認が行えなかつたものは相当の理由があつたが、ルール内での速やかな安全確認が行えるよう、地域のネットワークとの連携のさらなる充実が必要
- 学校等虐待情報に接する関係機関から通報が速やかに行われるよう意識の向上を図ること

② 地域におけるネットワークの連携強化と子どもの見守り

[取組状況]

- 市町村単位で児童虐待案件会議を開催し、実効ある見守り活動が行われるよう取組が進められていたが、開催状況にバラツキがあった
- 虐待通報後、速やかに子どもの安全を確保する場合等において、警察との連携が重要であり、府警本部と本庁、各警察署と各児童相談所間で定期的に情報交換等を実施
- 要保護児童対策地域協議会設置促進のため、市町村への働きかけを実施。設置済市町村数は、平成19年9月の8市町から、平成20年2月末には12市町、今年度中の設置は17市町村の予定

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 情報の共有化等を適切に行うために、市町村における児童虐待案件会議が1～2ヶ月ごとに定期的に開催できるよう、一層の支援を強化すること
- 虐待事案の状況に応じた適切な判断のもとに、警察との連携を推進することが重要
- 要保護児童対策地域協議会の設置促進に向けて市町村に一層働きかけるとともに、虐待防止アドバイザーの積極的活用などにより、運営方法等について支援、助言を行うこと

③ その他（組織体制の強化に向けた取組状況等）

[取組状況]

- 児童相談の専門機関としての機能を充実させる上で、児童相談所（京都・福知山）に児童福祉司が3名増員され虐待対応チームが専任化されたことや、全保健所に虐待対応専任職員が1名ずつ配置されたことは大きな意

味を持つ

- 職員の専門性と資質の向上のため、管理職・中堅職員・新規職員を問わず、様々な研修に積極的に参加
- 保健所に配置された虐待対応専任職員は、児童虐待案件会議の主宰、子どもの安全確認に従事することなどを通じて、児童相談所と市町村との相互連携を円滑に進める役割を果たしていた

[業務の改善・充実に向けた助言]

- 今年度組織体制強化が図られたが、一定期間（3年程度）を経過した後にその評価を行うことが必要。また、職員のメンタル面への配慮とともに、児童相談ＩＴシステムの活用による業務の省力化等を推進することが重要
- 様々な課題を抱える児童とその保護者に寄り添って話を聴き、援助活動を行う児童福祉司には幅広い知識や専門的な技術が求められるため、今後、人材の確保とともに、研修の一層の充実が必要
- 保健所と児童相談所が更に連携を強化し、その機能が一層發揮されるよう努めるとともに、新しい組織体制でもあり、この間の取組を点検し、より一層活動の充実に向けて業務運営方針を確立すること

3 おわりに

- 悲惨な事件を二度と起こさないとの決意のもとに、児童相談所の職員が一丸となって、各保健所の虐待対応専任職員とともに児童の安全の確保や子どもの見守り活動の充実・強化に向けた取組を積極的に行っていった
- 今後、児童虐待の早期発見・早期対応を図るために、ひとり児童相談所のみならず、本庁、保健所、市町村、関係機関・団体等と連携、協働した取組が一層推進されることが必要
- また、児童虐待防止や家庭の支援にとって真に必要な活動を児童相談所が展開できるよう、児童相談所の現状を理解し、保健所、市町村、民生児童委員、警察等の関係機関はもちろん地域、府民が協働し児童虐待防止に向けて取り組むことが重要
- 近年、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化、深刻化する中で、個々のケースを的確に分析し、子どもと家庭にとって最も効果的な援助を行うことが重要であり、児童相談所が本来持つ相談援助機能の今後一層の充実を願う